



閉会中に調査します

- 公園、広場の活用について
- 有害鳥獣対策について
- ふるさと納税について
- 平成29年陳情第4号について



閉会中に調査します

- 中央公民館の建て替えについて
- 英語教育について



閉会中に調査します

- 議会だよりの編集発行の関すること
- 議会だよりの編集発行規程について

当委員会では、主に道路関係の陳情について調査を実施しました。過去に採択となった案件を確認し、陳情に対する今後の取り扱いをどのように進めていくか

協議しました。

また、今回提出された12区の道路舗装工事の陳情は、継続調査とし、引き続き研究していきます。

所管の部署、課の事務調査を実施しました。今回は、住民生活課、健康保険課、教育委員会から、各課の今後の主要事業等の計画や担当する各計画に関

して説明を受けました。委員会として、「英語教育」「公民館の建替え」

を継続調査項目に決定し、調査研究に取り組んでいきます。

「しんとうむら議会だより79号」の編集発行を行いました。発行日程の確認、レイアウト及び写真の担当を決め、一般質問者に対して原稿提出要領を作成し、

徹底しました。

また、閉会中の継続調査事件として「議会だよりの編集発行に關すること」「議会だよりの編集発行規定の作成」の2点を決定しました。

総務 産業建設 常任委員会

6/8

陳情の 現地などを調査

文教厚生 常任委員会

6/12

各部局の今後の 計画などを調査

議会広報 常任委員会

6/8 6/15 7/7 7/11 7/14

議会だより 79号の編集

議会運営委員会

議会の運営、陳情の取扱い、一般質問の要綱案、寄附行為の禁止の周知について協議しました。また、議長から議会活性化に関する諮問があり、今後調査研究

を行い、議会活性化に向けて協議してまいります。

議長の諮問とは：地方自治法第109条第3項の規定により議長が議会運営委員会に意見を求め、その調査・審査結果の答申を求めるもの。(議長は、その答申を最大限尊重して議会運営に当たる)

6/12 6/15

議長から
5項目の諮問



閉会中に調査します

- 議長の諮問に関すること

議会活性化に関する諮問事項

- 政策提案や監視機能のさらなる充実のための本会議や委員会のあり方について
- 村民に開かれた議会のためのホームページやフェイスブック等を活用した情報公開について
- 大規模災害時に議会の役割を果たすための対応について
- その他議会の活性化について
- 上記を達成するために必要な例規の制定、改廃について



公職選挙法 寄附行為等の 禁止 について

議員は村民の皆様とのかかわりにおいて、公職選挙法により寄附行為等が禁止されておりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、政治家に対して、寄附をするように勧誘や要求をすることも禁止されています。

例えば、地域の行事やスポーツ大会への飲食物等の差し入れなどは禁止されています。

(各種団体からの案内(参加者全員)が会費を負担する場合に同額の負担をする場合を除く。)

※会費が伴う場合はその旨と金額を案内状に明記していただければ幸いです。